

令和4年
1月
第49号

あさひ 農委だより

編集・発行
旭市
農業委員会
電話
0479-74-7187

新年のごあいさつ

旭市農業委員会 会長 加瀬 一四郎



年頭に当たりまして、皆様方に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

また、日頃より本市農業委員会の活動に、格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルスの感染拡大により、様々な分野において影響を受け、農業分野においても例外でなかったと思います。農業委員会としましても、市及び関係機関等と連携を図りながら、農業者の皆様とともに本市農業の充実に向けて活動を行う所存であります。

さて、令和2年7月より、農業委員及び農地利用最適化推進委員も新たな体制となり一年半が過ぎようとしております。両者が連携を密にし、担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止と解消、新規参入者の促進といった農地利用の最適化に取り組んでおり、活動も順調に進展しているところであります。

農業を取り巻く環境は、今後益々厳しくなると予想されますが、旭市の農業の発展と活性化のため、農業委員会一同責務を果たしてまいります。

結びに、皆様方のご健勝とご多幸をご祈念申し上げます、新年の挨拶とさせていただきます。

全国農業新聞を購読しませんか

農業及び農政の現状を中心に、農業者の経営とくらしに役立つ情報をお届けします。

◆発行日 毎週金曜日

◆購読料 月額700円(送料、税込)

お申し込みは、農業委員会事務局まで

☎0479-74-7187



農業委員会の活動について

農業委員会の活動を紹介します。

● 農地法に基づく売買・賃借の許可、転用案件への意見具申など

農地法に基づく農地の貸し借りや売買、農地の転用の申請などについて、毎月、農業委員と農地利用最適化推進委員全員が出席する審査会において内容を確認した後、翌月に開催している農業委員会総会で審議を行っています。

● 農業者年金の加入推進

コロナ禍の厳しい状況ですが、訪問による加入促進を実施しています。

令和3年11月29日に、千葉県農業会議から講師を招き、農業者年金について、農業委員、農地利用最適化推進委員による研修会を行いました。



▲ 農業者年金研修会の様子

● 農地パトロール(利用状況調査)の実施

農地法第30条の規定に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して市内の農地の利用状況を把握し、遊休農地の発生防止・解消に向けた取り組みとして、農地パトロールを実施しました。

この農地パトロールにより、耕作されていない農地を対象として、遊休農地の判定を行い、遊休農地と判定した農地を所有している方へ、農地の利用意向調査を実施しました。

また、回答結果に基づいて、再度現地を確認するなど必要な調査を実施します。



▲ 農地パトロールの様子

◎ 農業委員と農地利用最適化推進委員は、農地の貸し借り、売買についてのあっせん業務など、農地に関する様々な活動をしています。

農地のことについては、各地区の委員まで、お気軽にご相談下さい。

農地の適正管理をお願いします！

農業委員及び農地利用最適化推進委員は、毎年、耕作放棄地解消に向け、農地合同パトロールを実施しています。

耕作がされず、農地が荒れたままの状態となりますと、病虫害の発生や、鳥獣被害の発生、ごみの不法投棄の原因となり、周辺の耕作されている農地に対し悪影響を及ぼすことになります。

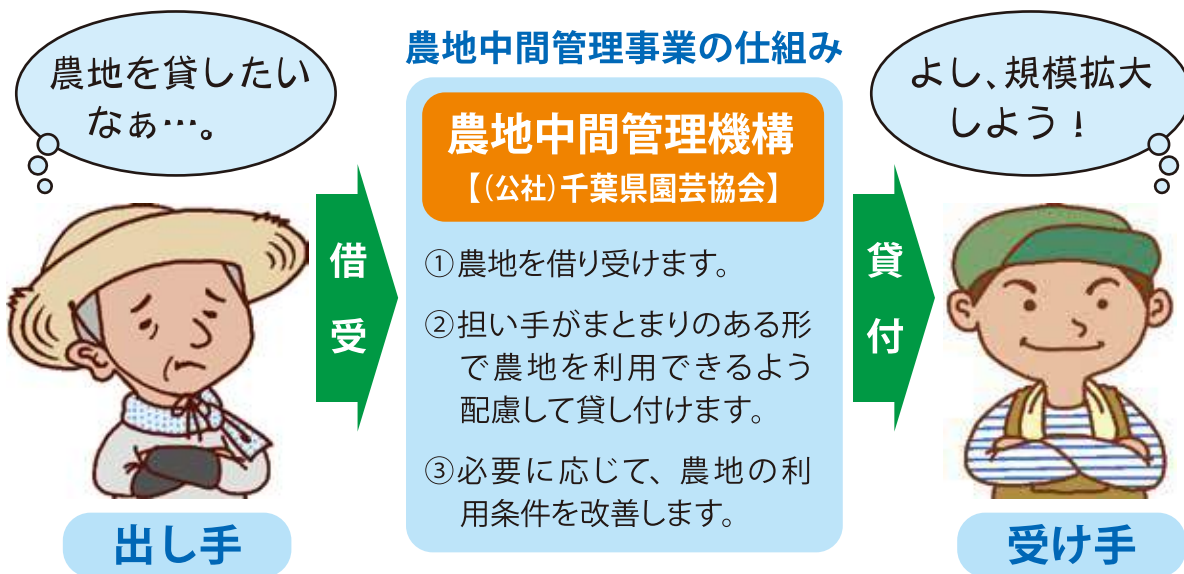
農地は、農地法により、所有者や借主は、農業上の適正かつ効率的な利用の確保に努めなければならないとされており、再耕作または、周辺農地へ影響を及ぼさないためにも、適正な管理をお願いします。



農地を貸したい方はご相談ください

規模を拡大したい担い手へ貸し付ける農地（市街化区域以外）を探しています。農業からのリタイアを考えている、相続した農地の管理に困っている、水田をやめて畑に専念したいなどの理由により、貸したい農地がある方は、農地のある市町村又は、公益社団法人千葉県園芸協会（農地中間管理機構）にご相談ください。農地中間管理機構が農地の受け手を探し、賃料の徴収、支払いを行います。

また、希望する受け手がいる場合や、借り受けを希望する場合もご相談ください。



お問い合わせ

(公社) 千葉県園芸協会
農水産課 農業基盤整備班

電話 043-223-3011

電話 0479-74-3660

農業者年金で、安心して豊かな老後を！

● 農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、農業者のための、安定した積立式の公的年金です。

● 農業者年金とは？

○積立方式なので、積み立てた金額に応じた額の年金をかならず受給できます！

また、年金額が加入者・受給者数に左右されない、少子高齢時代に強い年金です。

○年金は一生涯支給されます！ 80才までに亡くなられた場合は、80才までに受け取る予定であった分のお金を、ご遺族が受け取ることができます。

○認定農業者など、担い手の方は、国が保険料を一定の割合で負担してくれる制度もあります！

○税制面でも大きな優遇があります。

● 次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます

- ① 国民年金の第1号被保険者であること
- ② 農業に年間60日以上従事していること
- ③ 60歳未満であること

お問い合わせ

農業委員会事務局

☎ 0479-74-7187

農業者年金基金

☎ 03-3502-3942



～旭市親元就農チャレンジ支援金～

市では、次世代を担う農業後継者の就農意欲の喚起と定着を図るため、親元で就農した青年等に対し、支援金の申請を受け付けています。

対象者 次の全てに該当する方

- ・旭市内の農地で農業を営む者の子又は孫である
- ・就農日における年齢が18歳以上50歳未満である
- ・就農日が平成31年1月以降であり、親等の税務申告書類で親元就農の事実が確認できる

支援金

一律20万円／年
(最長5年間
最大100万円の支援)

お問い合わせ

農水産課 振興班

☎ 0479-74-3671

